

## 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、門真市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱の用語の意義は、条例及び門真市暴力団排除条例施行規則（平成24年門真市規則第41号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(入札参加除外等)

**第3条** 市長は、公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第15条第1項に規定する委員会の議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表の規定の適用については、同表中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

3 市長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った入札参加除外者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。

(1) 別表の1の項の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表の2の項から5の項までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

**第4条** 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

**第5条** 市長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札への参加を認めてはならない。

2 市長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

**第6条** 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

**第7条** 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府門真警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者（下請負等からの排除及び下請契約の解除等）

**第8条** 市長は、公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許可してはならない。

2 市長は、公共工事等及び売払い等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていと認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 前3条の規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。  
（契約の解除）

**第9条** 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項を定めるとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を定めるよう指導するものとする。

（誓約書の徴収等）

**第10条** 市長は、契約金額が5,000,000円以上の契約相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、暴力団員等でない旨を表明した誓約書（様式第1号）を本市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると認めた場合は、契約金額が5,000,000円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、本市契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、契約金額が5,000,000円以上の下請負人等が、暴力団員等でない旨の誓約書（様式第2号）を下請負人等から徴取し、本市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると認めた場合は、下請負人等との契約金額が5,000,000円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする。

3 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要

な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は規則第3条第1項第5号アからエまでに規定する者（以下別表において「役員等」という。）のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に規定する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

4 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないものとする。この場合において、市長は、当該誓約書を提出しなかった入札参加者に対し、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づき入札参加停止の措置を行うものとする。

（協力要請）

**第11条** 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、市の公の施設の管理運営を委託している指定管理者に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

（不当介入に対する措置）

**第12条** 市長は、契約相手方及び下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨を警察へ届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅滞等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

**第13条** 市長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府門真警察署及び大阪府警察本部との密接な連携のもと行うものとする。

（入札参加除外措置の通知）

**第14条** 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定により入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置又は第10条第3項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

（門真市公共工事等暴力団対策委員会）

**第15条** 第3条及び第10条に規定する入札参加除外措置等を審議するため、門真市公共工事等暴力団対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は総務部の事務のうち物品の調達、建設工事の請負契約及び契約の総合調整に関することを担当する副市長の職にある者とし、副委員長は他の副市長の職にある者とする。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者とする。
  - (1) 総務部長
  - (2) まちづくり部長
  - (3) 環境水道部長
  - (4) 総務部次長
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、警察捜査機関の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

（細目）

**第16条** この要綱に定めのない事項については、委員会の議を経て市長が定める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。  
（門真市建設工事暴力団対策措置要綱の廃止）
- 2 門真市建設工事暴力団対策措置要綱（平成元年4月1日施行）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に門真市建設工事暴力団対策措置要綱による指名除外措置を受けている有資格業者等は、この要綱の規定による入札参加除外者とみなす。

4 この要綱による規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	措置要件	措置
1	個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2	入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3	入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4	入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5	入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで

様式第 1 号（第10条関係）

元請用

工事又は業務の名称：

---

誓 約 書

私は、門真市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、門真市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、門真市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明した場合は、市が門真市暴力団排除条例及び門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が門真市暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（契約金額500万円未満のものは除く。ただし、市長が必要であると認めた場合は、契約金額を問わず誓約書を提出するよう求める場合があります。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書 1 に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明し、市から下請契約等の解除の指導又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

門真市長（氏 名） 様

年 月 日

住所又は事務所所在地

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

氏名又は代表者名

⑩

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生年月日

年

月

日生



### ○門真市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

**第8条** 市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - (4) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
  - (6) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約相手方との公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
  - (7) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対し、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約相手方との公共工事等の契約を解除すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### ○門真市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

**第3条** 条例第2条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式第2号（第10条関係）

下請用

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

誓 約 書

私は、市が門真市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、門真市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、門真市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて市へ提出されること及び市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明した場合は、市が門真市暴力団排除条例及び門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が門真市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（契約金額500万円未満のものは除く。ただし、市長が必要であると認めた場合は、契約金額を問わず誓約書を提出するよう求める場合があります。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明し、市から下請契約等の解除の指導又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

門真市長（氏 名） 様

年 月 日

住所又は事務所所在地

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

氏名又は代表者名

⑩

（契約書に押印する印鑑と同一印）

生年月日

年

月

日生

### ○門真市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

**第8条** 市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - (4) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
  - (6) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約相手方との公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
  - (7) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対し、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約相手方との公共工事等の契約を解除すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

### ○門真市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

**第3条** 条例第2条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者